

全国知事会積立資産検討プロジェクトチームの検討結果について

1 プロジェクトチームの目的

5月の全国知事会での大阪府知事の提言を受け、全国知事会が保有する三つの積立資産（運営資金積立資産、国際知事会議準備積立資産、財政調整積立資産）の今後の在り方について検討を行う。

2 PTメンバー

石川県知事（PT長）、北海道知事、茨城県知事、大阪府知事、兵庫県知事、香川県知事、大分県知事

3 これまでのプロジェクトチーム会議の開催

第1回 平成21年6月25日

第2回 平成21年7月13日

4 プロジェクトチーム案

10年以上の間、3つの積立資産を取り崩して行う事業がなかったことから、そのまま保有し続ける必要性はなく、処分することとし、全額を各都道府県に返還する。

<参考> 積立資産の概要は別紙参照

<運営資金>

・運営資金設置時の額	22.0億円
・現時点での返還見込額	23.9億円（額面27.5億円）

<国際知事会議>

・現時点での返還見込額	1.4億円（額面1.4億円）
-------------	----------------

<財政調整>

・現時点での返還見込額	2.2億円（額面2.2億円）
-------------	----------------

《合計》

・現時点での返還見込額	27.5億円（額面31.1億円）
-------------	------------------

参 考

全国知事会積立資産について

平成 21 年 7 月

○三つの積立資産の積立経緯等は以下のとおり。

I 運営資金積立資産

平成 9 年 12 月 20 日の全国知事会議において、新都道府県会館建設の際の各都道府県からの出捐金 346 億円（平成 6～8 年度）にかかる運用益を主な原資として 22 億円を将来に備え積み立てることを決定。平成 10 年 4 月に積立。これまで取り崩されることなく現在に至っている。

- ・現都道府県会館は、平成 8 年 2 月建設着工、平成 11 年 3 月完成。
- ・現都道府県会館建設にあたって、平成 6～8 年度にかけて各都道府県から（財）都道府県会館に出捐。〔出捐金総額は 34,628 百万円（⑥12,200 百万円⑦12,260 百万円⑧10,168 百万円）〕
- ・（財）都道府県会館は、会館建設業務を全国知事会へ委託。（全国知事会は会館建設業務を（財）都道府県会館より受託）
- ・都道府県からの出捐時期（H6～8）と建設費の支出時期のズレにより平成 6～10 年度にかけて出捐金にかかる運用利子 2,850 百万円が発生。その運用益を各府県の東京事務所等の引越費用等（937 百万円）に充当した残りの差引 1,913 百万円の剰余金が発生（内訳：うち仮精算時（H9.12）1,769 百万円（A）、最終精算時 144 百万円）。
- ・また、全国知事会事務局の仮移転の為に調達した 555 百万円と支出額（124 百万円）との差額 431 百万円（B）の剰余金が発生。
- ・（A）と（B）の合計 2,200 百万円の剰余金の使途を平成 9 年 12 月 20 日の全国知事会議において、「運営積立資産」として積立てることを決定。

積立資金の使途については、

- ①運営積立資産の果実は、経済事情の著しい変動等による全国知事会一般会計の財源不足に充てる経費や法令等によらない分担金等
- ②元金は新たに事業を行うに当たり、臨時的かつ一時的に必要なとする経費で全国知事会で負担することが適当と認められた経費に充当することとされた。

- ・その後、これまで、当積立資産を取り崩す事案が発生することなく運用してきている。
- ・平成 20 年度末現在の積立資産（2,750 百万円）の運用内訳は、普通・定期預金 401 百万円、地方債 1,249 百万円、元本保証の円建外債 1,100 百万円。

II 国際知事会議準備積立資産

- ・全国知事会の国際交流については、昭和 37 年の日米知事会議をスタートに、昭和 43 年から日口知事会議、昭和 49 年から日中知事交流、平成 10 年から日仏知事会議、平成 11 年から日韓知事会議を開催し、一時休止のところもあるが現在まで行っている。
- ・昭和 59 年度から積立を開始。平成 6 年度積立金が皆無となったため、今後国際知事会議の所要の財源を安定的に確保するため平成 7 年度から 4 年間で概ね 86 百万円を目標に毎年度積立ることとし、平成 10 年度末の残高は 88 百万円。
- ・さらに平成 11～13 年度まで各 22 百万円を積立し、これまでは一般会計の中で支出し、積立金はほとんど取り崩されることなく、現在に至る。
- ・平成 20 年度末現在の積立資産（143 百万円）の運用内訳は、普通・定期預金 93 百万円、地方債 50 百万円。

III 財政調整積立資産

- ・一般会計の財源が著しく不足する場合、その他やむを得ない理由により多額の経費の支出が見込まれる場合に備えるため、昭和 55 年度から積立開始。近年は、平成 17 年度に 22 百万円、平成 18 年度に 50 百万円を積立。これまで取り崩されることなく、現在に至る。
- ・平成 20 年度末現在の積立資産（220 百万円）の運用内訳は、普通・定期 71 百万円、地方債 149 百万円。

- 全国知事会の積立資産である、Ⅰ 運営資金積立資産、Ⅱ 国際知事会議準備積立資産、Ⅲ 財政調整積立資産について、現在運用中の定期預金、地方債、円建外債などをすべて解約とした場合の現時点での返還見込額（平成21年5月末の評価）は以下のとおり。

<運営資金>

・ 運営資金設置時の額	22.0 億円
・ 現時点での返還見込額	23.9 億円（額面 27.5 億円）

<国際知事会議>

・ 現時点での返還見込額	1.4 億円（額面 1.4 億円）
--------------	-------------------

<財政調整>

・ 現時点での返還見込額	2.2 億円（額面 2.2 億円）
--------------	-------------------

《合 計》

・ 現時点での返還見込額	27.5 億円（額面 31.1 億円）
--------------	---------------------